

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

## 計画期間

2023 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日までの 5 年間

ただし、計画期間中において人事制度の改訂、従業員からの要望等に応じて随時見直し、柔軟に変更できるものとする。

## 内容

|     |                                                                                                                                                                                                                                     |  |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 目標① | 年次有給休暇の取得促進を図り、有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を平均年間 10 日以上とする。                                                                                                                                                                            |  |
| 対策  | 1. 定期的に有給休暇取得率を確認し、改善のための対策を講じる (2018 年 4 月より継続実施)<br>2. 社内メールやイントラネットを活用し、有給休暇取得の啓蒙活動を実施する (2018 年 4 月より継続実施)<br>3. 子供の学校行事、祭事等の地域イベント、ボランティア活動時に有給休暇取得を促進する (2018 年 4 月より継続実施)<br>4. 有給取得率が著しく出来ていない社員へ個別にフォローする (2025 年 4 月より実施) |  |
| 目標② | 育児休業給付や育休中の社会保険料免除等の産休・育休についての各制度の周知や情報提供を行う                                                                                                                                                                                        |  |
| 対策  | 1. 法に基づく諸制度の調査 (2018 年 4 月より継続実施)<br>2. 制度に関する資料を作成し、社員に配布する (2018 年 4 月より継続実施)<br>3. 計画期間内に、該当者が出た場合育児休業の取得率を以下の水準にする (2024 年 4 月より実施)<br>男性社員・・・計画期間中に 1 人以上が取得すること<br>女性社員・・・計画期間中の取得率を 80% 以上にすること                              |  |
| 目標③ | 育児休業を取得している社員がスムーズに職場復帰できるよう、職場適応性や職業能力の維持・回復を図ることができる処置（職場復帰プログラム）を実施する。                                                                                                                                                           |  |
| 対策  | 1. 就学前児童をもつ社員の短時間勤務制度の実施、検討 (2018 年 4 月より継続実施)<br>2. どのような職場復帰プログラムを実施するのかを検討する。 (2018 年 4 月より継続実施)<br>3. 制度の導入、社内文書・掲示板等を活用した周知・啓発の実施。 (2018 年 4 月より継続実施)                                                                          |  |
| 目標④ | 有期契約労働者を含む全社員の所定外労働時間を、平均月間 20 時間以内とする                                                                                                                                                                                              |  |
| 対策  | 1. 全社員の所定外労働時間の現状把握 (2018 年 4 月より継続実施)<br>2. 36 協定に定める所定外労働時間遵守の継続 (2018 年 4 月より継続実施)<br>3. 所定外労働時間が月 45 時間以上の社員が出た場合は個別ヒアリングを行う (2018 年 4 月より継続実施)<br>4. 所定労働時間の多い社員の希望に応じ、産業医または、保健師への個別相談会の実施 (2024 年 4 月より実施)                   |  |

2023 年 3 月：策定

2024 年 4 月：目標②対策 3 を追加、目標④対策 4 を追加

2025 年 4 月：目標①対策 4 を追加